

平成 2 9 年

寒河江市農業委員会第 1 2 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第 1 2 回総会

日 時 平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日 (月) 午前 9 時 0 8 分

会 場 市役所 議会会議室

出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
1 0 番 奥 山 浩 二	1 1 番 菊 地 弘 美	1 2 番 渡 辺 裕 之
1 3 番 眞 木 早百合	1 4 番 新 宮 しのぶ	1 5 番 鈴 木 久 一
1 6 番 石 山 邦 一	1 7 番 菅 井 孝 一	1 8 番 木 村 三 紀

事務局

事務局長補佐	佐 藤 利 美	総 務 主 査	佐 藤 陽 一
総 務 係 長	高 子 英 晴	農地主査 (兼) 農地係長	日下部 靖 広
農 地 係 主 事	国 井 茂 伸		

議事

- (1) 議第 5 1 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- (2) 議第 5 2 号 事業計画変更申請書の審議について
- (3) 議第 5 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第 5 4 号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第 5 5 号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時08分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第12回総会を開催します。よろしく申し上げます。

木村議長 まず総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、14番・新宮しのぶ委員、15番・鈴木久一委員に申し上げます。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子係長に申し上げます。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたら申し上げます。

（報告事項朗読）

木村議長 ただいまの報告について、何か質問はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

木村議長 質問がないようですので、ほかに事務局からありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長 それでは早速、議事に入ります。

木村議長 議第51号から農地法関連の議案について上程します。

(1) 議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第52号「事業計画変更申請書の審議について」

(3) 議第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第54号「非農地証明願の審議について」

(5) 議第55号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第51号から議第55号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限は、議第55号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、よろしくお願ひします。

菅井委員 はい、議長。17番、菅井です。

去る11月21日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、非農地証明願案件1件を実施し、審査しました。

議第54号「非農地証明願の審議について」、順位5番、寒河江地区の案件です。現地は元町二丁目にある土地で、昭和53年、55年に農地法の許可を受け、結婚式場建築用敷地、住宅及び駐車場用敷地として利用されてきた土地であり、非農地と判断できる場所でした。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時39分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員をお願いします。佐藤委員。

佐藤委員

9番、佐藤義広です。

議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

(議案書順位 40 番朗読)

この件につきまして、11月19日、渡辺委員、今井推進委員と現地を調査してきました。現地は譲受人の畑のすぐ隣にあり、引き続き農地として活用するというので、問題はないと見てきました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 42 番朗読)

この件につきまして、11月18日、土屋委員、小野推進委員と現地を調査してきました。現地は本楯砂川原の最上川向かい側にある地区で、もう既に譲受人はラ・フランスの苗木を植えつけて、引き続き農地として活用するというので、何ら問題はないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

(議案書順位 41 番朗読)

この件につきまして、11月18日、石山委員と推進委員の石倉さんで現地を確認してまいりました。場所は上柴橋と中央工業団地の間にある果樹園の中にある畑で、何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ございません。

んでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位40番から42番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第51号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第52号「事業計画変更申請書の審議について」、

地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員お願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤義広です。

議第52号「事業計画変更申請書の審議について」。

(議案書順位5番朗読)

この件につきまして、11月18日、土屋委員、小野推進委員と現地を確認してきました。事由のとおりであり、何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位6番朗読)

この件につきましても、11月18日、土屋委員、小野推進委員と現地を調査してきました。事由の詳細のとおりであり、何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局(農地主査) はい、議長。

順位5番は建売分譲用敷地、順位6番は住宅建築用敷地への転用になっております。それぞれの申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地

は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

なお、議第53号農地法第5条での審議もお願いいたします。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第52号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第52号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員をお願いします。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤義広です。

議第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書

の審議について」。

(議案書順位 4 5 番朗読)

この件につきまして、11月18日、土屋委員、小野推進委員と現地を調査してきました。既に周辺地域は住宅地で、申請のとおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 4 6 番朗読)

この件につきましても、11月18日、土屋委員、小野推進委員と現地を調査してきました。現地は陵南中学校のすぐ近くにあり、既に周辺地域は住宅地であり、申請事由のとおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 4 7 番朗読)

この件につきましても、11月18日、土屋委員、小野推進委員と現地を調査してきました。ほなみ団地の真ん中にあり、周辺地域は住宅地であり、何ら問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局からお願いいたします。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位45番は建売分譲用敷地、順位46番、47番は住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用の目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第53号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第53号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第54号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員お願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤義広です。

議第54号「非農地証明願の審議について」。

(議案書順位5番朗読)

この件につきましては、11月21日、事前審査会にて現地を調査してきました。事由のとおりであり、何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(農地主査)

特にございません。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第54号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第54号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第55号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

高松地区、相原委員をお願いします。相原委員。

相原委員 はい、議長。1番、相原です。
議第55号「農用地利用集積計画書の審議について」。

(議案書朗読)

借受者は認定農業者であり、水稻作に関しては正常に管理なされているということで、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第55号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第55号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室）

木村議長

関係委員に申し上げます。議第55号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

以上、本日上程された議案については全て議決されました。以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時00分

平成29年11月27日

第12回総会 議長.....

議事録署名委員14番委員.....

議事録署名委員15番委員.....